

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

教育訓練給付金の上限額アップ

Q : 教育訓練給付金の上限額が引き上げられたようですが、いくらになったのでしょうか。

A : 20万円から30万円に引き上げられました。

【解説】

平成10年の制度発足から約35万人もの会社員が利用している教育訓練給付金制度は、5年以上雇用保険料を支払った者が、厚生労働大臣が指定した「教育訓練講座」を受講、修了した場合に、その入学料及び受講料の80%相当額が支給されるものです。

厚生労働大臣の指定教育訓練講座は平成12年10月1日現在で約1万5千講座あり、多彩なものが指定されています。指定教育訓練講座は、ハローワークで「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」を閲覧するか、厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム（中央職業能力開発協会のホームページ<http://www.kyufu.javada.or.jp/kyuufu/jsp/index.jsp>）でも検索することができます。

ところで支給額は、受講のために受講者本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費（所定の入学料・受講料）の80%に相当する額とされていますが、上限額は30万円を超えない場合は給付金は支給されません。この上限額、平成13年1月1日より前に受講開始した場合には、20万円とされています。

